

Q & A（報告書の作成要）

【1 提出について】

Q 1-1 いつを基準として、報告書を作成するのか。

4月1日現在の店舗等について作成してください。

京都市内に所在する事業所（店舗等）が報告対象です。京都府下ではありませんので、御注意ください。

Q 1-2 店舗統合により、要件を満たさなくなった。報告書の提出はしなくてよいか。

報告書の提出は不要ですが、要件を満たさない理由の分かる書面の提出をお願いしています。ホームページの面積要件非該当の報告をダウンロードして御提出ください。

Q 1-3 「提出者」とは。

提出者名は、代表取締役など事業者代表としてください。法人の場合は、法人名称を記入してください。

Q 1-4 「担当者」とは。

報告書の作成を実際に担当される方です。報告書の記入内容等について、本市職員が担当者の方に問合せをすることがありますので、担当者名、連絡先を記入してください。

Q 1-5 複合商業施設やテナントビルでは、施設管理者がとりまとめて提出するのか。

施設管理者の方が報告書を取りまとめていただく必要はありません。
面積要件を満たす各テナントの事業者には、本市から報告書の作成を依頼します。

Q 1-6 取組内容は前年度と変わらない。報告書の提出はしなくてよいか。

取組内容に関わらず、要件に該当する事業者は、「しまつのこころ条例[※]」（以下「条例」といいます。）第17条に基づく報告書を毎年6月30日までに提出する義務があります。

※ 「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称（平成27年10月1日施行）

Q 1-7 電子メールで提出した。紙の報告書も提出が必要か。

報告書は、郵送・FAXでも提出いただけますが、できる限り、電子メールによる提出に御協力ください。いずれかの方法で提出いただければ、他の方法による再度の提出は不要です。

なお、同封の返信用封筒を使用して郵送する場合は、切手の貼り付けが必要ですので、御注意ください。

Q 1-8 前年度の取組実績と今年度の取組計画が「実施なし」ばかりの報告書を提出した場合、どうなるのか。

記入されている取組が十分でない場合等には、確認のため、本市職員が担当者の方に連絡します。ヒアリングを行ったうえ、取組実施に向けて、今年度の取組計画を再度、提出していただきます。

Q 1-9 実施義務の取組でも、やむを得ないと考えている事情があるため、実施していない。そのような場合、どうすればよいのか。

条例で定めた実施義務の取組は、規模や業態を問わず公平に、必ず取り組んでいただく必要があるものです。別紙（任意の様式）を添付するなどして、実施できない理由を補足説明してください。

NEW

Q 1-10 年度途中で店舗をオープンした。そのような場合、前年度の取組実績はどうすればよいのか。

店舗のオープン時から実施している取組内容を記入してください。

取組ができていない場合は「実施なし」と記入してください。そのうえで、取組実施に向けて、今年度の取組計画を記入してください。

NEW

Q 1-11 期限までに提出しなかった場合、どうなるのか。

期限までに提出がない場合や、改善が見られない場合等には、文書による改善勧告を行います。（条例第18条第1項）

それでも改善されない場合には、事業者名を本市ホームページで公表します。（条例第18条第2項）

【2 面積要件について】

Q 2-1 「延床面積」とは。

延床面積とは、建築物において事業の用に供している床面積を指します。バックヤード（倉庫、事務室、調理室、通路、階段ほか）も含まれます。

お客様用・従業員用駐車場については、延床面積から除外^{*}してください。

※ 「事業用大規模建築物減量計画書」においては、建築基準法上の「建築物」に当たる場合は延床面積に算入するなど、取扱いが異なることがありますので、不明点はお問合せください。

Q 2-2 1つの事業者が1つの事業所で複数の業種を営んでいる場合、面積要件をどう判断するのか。

業種別に面積要件を満たすかどうかを確認してください。要件を満たす全ての業種について報告書を作成し、提出する必要があります。

<例>ホテル（旅館業等）で、ベーカリー（物品小売業）、レストラン（飲食店業）、カフェ（飲食店業）を直営している場合

① ベーカリー 400 m²、レストラン 400 m²、カフェ 150 m²、ホテル（客室、社員食堂等を含むホテル事業用面積）1,000 m²、

→ レストランとカフェの合計分（550 m²）とホテル分（1,000 m²）について報告対象
【「2 飲食店業用」様式】を1通、【「3 旅館業等用」様式】を1通、提出してください。

※ レストランとカフェは、それぞれ500 m²未満ですが、ホテル内の飲食店の合計が500 m²以上として提出してください。

② ベーカリー 500 m²、レストラン 500 m²、カフェ 500 m²、ホテル（客室、社員食堂等を含むホテル事業用面積）1,000 m²

→ ベーカリー分（500 m²）とレストランとカフェの合計分（1,000 m²）とホテル分（1,000 m²）について報告対象

【「1 物品小売業」様式】を1通、【「2 飲食店業用」様式】を1通、及び【「3 旅館業等用」様式】を1通、提出してください。

【3 チェーン店の場合】

Q3-1 「チェーン店」とは。

次の2つの場合があり、いずれも報告対象です。

- ① 直営：同一事業者が複数の店舗を営業している場合
- ② フランチャイズチェーン：親業者と加盟業者の関係（フランチャイズ契約等に基づく商号使用权に対するギャランティや経営指導等）がある場合

Q3-2 同じチェーン内でも具体的な取組が異なる。各店の店長から提出できないのか。

提出者は、事業者（Q3-1 ①の場合）又は親業者（Q3-1 ②の場合）の代表者としてください。

Q3-3 同じチェーン内でも具体的な取組は異なる。その中でどのような取組を報告すればよいか。

どの店舗でも共通して行っている取組内容を記入していただいたうえで、標準を上回る優良取組については、取組内容の横にかっこ書きで店名を記入するなど、どの店舗で実施しているかが分かるように記入してください。

Q3-4 3,000 m²未満のチェーン店の中に500 m²以上の個店が1店舗ある場合、その個店に関する報告はどうなるのか。

500 m²以上の個店のみが報告対象となります。

【「1 物品小売業」様式】を1通、提出してください。

Q 3-5 3,000 m²以上のチェーン店の中に 500 m²以上の個店がある場合、どのように報告すればよいか。

<例> スーパー（小売）を京都市内で20店舗直営（合計7,000 m²）しており、
そのうち500 m²以上の個店が5店舗ある場合
→ チェーン店の合計分（7,000 m²）と500 m²以上の5店舗分について報告対象
【「1 物品小売業」様式】を6通、提出してください。

【4 物品小売業】

Q 4-1 実施義務「ごみになるものが少ない買い物と、資源物の分別・リサイクルをPRする取組」は、なぜ店舗内に限られるのか。

店舗は、市民の皆様と事業者の皆様との対面による重要な結節点で、ごみ減量の取組に関する市民の意識向上に高いPR効果が見込まれるためです。

店舗外でのPRの取組については、「1 2 上記以外の廃棄物の減量の取組」に記入してください。

Q 4-2 そもそもレジ袋を提供していない、食品を取り扱っていないなど、取り組みようのない項目について、どう記入すればよいのか。

「レジ袋は使用していない」、「食品の販売は行っていない」などと記入してください。

Q 4-3 レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合とは。

レジ袋の辞退率を記入してください。

なお、レジ袋*と特定レジ袋*（有償無償問わず）が報告対象となります。

※ レジ袋とは、プラスチック製の買物袋

特定レジ袋とは、環境に配慮した旨の表示がある、以下の3種類のレジ袋のことです。

- ・バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋
- ・海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋
- ・繰り返し使用が可能な厚手（厚さ50マイクロメートル以上）の買物袋

Q 4-4 レジ袋の辞退率など実測できないが、どうすればよいか。

レジ袋の辞退率（レジ袋の譲渡を辞退した購入者の割合）は、実測を基本としますが、独自の算出方法を定めている場合は、それによって計上してください。

概算方法の例

$(1 - \text{前年度3月のレジ袋使用枚数} \div \text{同月の購入客数}) \times 100$
⇒ マイナスになる場合は「0%」と記入してください。

Q 4-5 レジ袋の辞退率について、やむを得ないと考えている事情があるため、あえて把握していない。そのような場合、どうすればよいのか。

条例で定めたレジ袋辞退率に関する報告は、一定規模以上の物品小売業者の皆様は、必ず報告をいただく必要があるものです。独自の算出方法がなく、Q 4-4の概算方法にもよりがたい場合は、把握できない理由を報告書の欄外への記入や別紙（任意の様式）を添付してください。

【5 飲食店業】

Q 5-1 実施義務「食べ残さない食事を促すPRの取組」は、なぜ店舗内に限られるのか。

店舗は、市民の皆様と事業者の皆様との対面による重要な結節点で、食品廃棄物の削減に向けた一層の取組に高いPR効果が見込まれるためです。

店舗外でのPRの取組については、「6 上記以外の廃棄物の減量の取組」に記入してください。

【6 ホテル・旅館業】

Q 6-1 宿泊施設のうち、なぜホテル・旅館業だけが対象なのか。

一般に、ホテル・旅館業は、宿泊客に対するサービスが充実しており、発信力も高いためです。

Q 6-2 市内にグループホテルが複数ある。報告書提出の封筒は、ホテルに個別で郵送されているのか。

報告書等の書類は、同事業者の場合は1か所のみ郵送しています。報告書はとりまとめて、1か所から提出してください。とりまとめて提出ができない場合は、担当者に御連絡ください。

【7 その他】

Q 7-1 報告書提出の封筒が届いた。あて先の担当部署は、組織変更により部署名が変更となった。再度、郵送してもらうことはできるのか。

昨年度の報告書に記入された担当部署（担当者の方）に郵送しています。

お手数ですが、該当の担当部署（担当者の方）に転送をお願いいたします。再度、郵送を希望される場合は、送付先等を担当者に御連絡ください。

なお、3月上旬までに送付先変更の御連絡をいただけましたら、変更後の送付先に郵送いたします。

Q7-2 提出様式が1部しか同封されていない。複数店舗が提出要件に該当するため書類が足りない。

昨年度の報告書を基に、該当の業種について提出様式を1部、同封しています。

なお、新規対象の事業者には、該当すると思われる業種について提出様式を1部、同封しています。

同封の提出様式が不足の場合はコピーして御使用いただくか、ホームページの報告様式をダウンロードして御使用ください。

NEW

Q7-3 レストランで食品ロス削減に取り組んでいることをPRしたい。テーブル分のPOPを送ってもらうことはできるのか。

2R等の取組を促進するために京都市が作成したPRツール（POP、ステッカー等）を配布しています。御希望の場合は、送付先、必要数などを担当者に御連絡ください（費用を御負担いただく必要はありません）。また、PRツールを基にオリジナルの啓発物を作成いただいても構いません。

業種別にPRツールを作成していますので、詳細は下記ホームページ（4）取組の支援「店舗用PRツール一覧」を御確認ください。

URL : <https://kyoto-kogomi.net/business/prtools/>

問合せ先、提出先、ホームページ

京都市 環境政策局 資源循環推進課 2R推進担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL : 075-222-3946 FAX : 075-213-0453

E-MAIL : gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

URL : <https://kyoto-kogomi.net/business/houkoku/>

（京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト [京都ごみネット](#) で検索。

事業者のみなさま > 報告・届出義務制度 に掲載しています。）